

## 障害者活躍推進計画

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 機関名                     | 境町  |
| 任命権者                    | <p>本町では、人事管理については全部局を一体的に町長部局で行っており、今回策定する目標については、町長、町議会議長、町教育委員会、町農業委員会、町選挙管理委員会、町公平委員会及び町代表監査委員の各任命権者が、それぞれ任命した事務部局の職員を対象に、連名で策定したものです。</p> <p>今後、本計画の推進に関しては各機関において自律的に取り組むことを目標とし、計画策定に係る検討体制の整備を図っていきます。</p> |
| 計画期間                    | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）  |
| 境町における障害者雇用に関する課題       | <p>境町においては、境町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>令和6年6月1日現在の障害者雇用率は3.09%であり、法定雇用率2.8%を満たしており、採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取り組みが必要である。</p>   |
| 目標                      |   |
| ①採用に関する目標               | <p>障害者雇用率を、当該年6月1日時点の法定雇用率以上とする。</p> <p><b>【評価方法】</b><br/>         毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>  |
| ②定着に関する目標               | <p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p><b>【評価方法】</b><br/>         毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>  |
| ③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標 | <p>活力・熱意をもって業務に従事し、充実した職場生活を送れるよう、前年度を上回るワーク・エンゲージメント水準を目指す。</p> <p><b>【評価方法】</b><br/>         毎年4月1日時点で在職している障害者である職員(新規採用職員を除く)に対しアンケート調査を実施し、把握及び進捗管理を行うものとする。なお、計画初年度においては目標を設定せず、実態に関するデータ収集を行う。</p>         |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 取組内容                       |  |
| 障害者の活躍を推進する体制整備            |  |
| (1)組織面                     | <p>障害者雇用推進者として総務課長、学校教育課長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員として総務課長補佐を選任し、障害者である職員の相談窓口を設定し、グループウェア等により周知する。</p>  |
| (2)人材面                     | <p>境町障害者職業生活相談員については、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講するよう努める。</p>   |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    |  |
|                            | <p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理 |  |
| (1)職務環境                    | <p>相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>   |
| (2)募集・採用                   | <p>募集に当たっては以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できるといった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul> |
| 4. その他                     |  |
|                            | <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>  |